

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半に松山市中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより陽性確認者が急増し、家庭等を通じた地域への更なる感染拡大が危惧される状況となったため、独自の警戒レベルを直ちに引き上げ、3月25日以降を「特別警戒期間」とし、県民や事業者に対して、感染拡大を防ぐための協力依頼や松山市繁華街を対象とした4月1日からの営業時間の短縮の協力要請を行ってきたところです。しかし、松山市繁華街クラスターから、家庭内や職場での生活上の接触等により地域に感染が広がり、さらに、松山市からその他の市町への感染の持ち出し等によって、現在は、県下全域での感染拡大が危惧される状況となっております。

そのため、県では独自の警戒レベルを更に引き上げ、4月8日から4月21日までを感染対策期とし、別添のとおり感染拡大回避に向けた対策を追加で実施することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年4月8日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和3年4月8日

愛媛県

- 1 実施期間 令和3年4月8日（木）から令和3年4月21日（水）まで
- 2 対象区域 県下全域
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）
- 4 取組等
行動自粛の協力要請
- 5 対象及び内容等

対象	内容	根拠
県民	○外出、人との接触及び会合の機会の低減 ○松山市以外の市町と松山市との間における不要不急の往来の自粛 ○松山市内における不要不急の外出の自粛	特措法 第24条 第9項
事業者	○感染防止対策の徹底 ・歓迎会や職場全体での大人数での飲み会は自粛。 4人以下で実施する場合も、普段顔を合わせている人と長時間を避ける（2時間以内）など、感染リスク回避を徹底 ・テレワーク、時差出勤の利用促進 ・日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ・毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ・松山市や感染拡大地域への出張は、ウェブの活用や延期など代替案を検討 ○「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践	特措法 第24条 第9項

<p>県民及び事業者</p>	<p>○感染拡大地域（※1）への不要不急の往来や出張の自粛 ○その他、感染者が増加している地域への往来や出張時は注意 ○会食に関して、次の事項に注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の会食は、基本的に4人以下 ・毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と ・席の間隔を十分空けて ・大声を出さない。羽目を外さない ・長時間の飲食は避ける（2時間以内） ・店側の感染対策ができていることを確認 ・参加者の2週間以内の行動歴を確認 ・当日の体調不良者がいないことを確認 <p>○感染リスクが高まる「5つの場面」（※2）に十分注意</p>	<p>特措法 第24条 第9項</p>
----------------	--	-------------------------------

※1 感染拡大地域

- ・首都圏（令和3年3月21日まで緊急事態措置を実施すべきとされていた1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
- ・特措法第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

※2 「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食
③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時（ただし、4/10～4/11は10時～16時まで）